

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 認定事業場等の変更の承認
- ② 手続根拠 : 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の2第1項
- ③ 手続対象者 : 製造工事等を行う者
- ④ 提出時期 : 同規則第28条の2第1項の表の中欄に掲げる場合
- ⑤ 提出方法 : 申請書を物件等の製造を行う事業場の所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 同規則第31条
- ⑦ 添付書類・部数 : 同法同規則第28条の2第3項に規定されている書類(詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)
- ⑧ 申請書様式 : 変更承認申請書(第十号様式)
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則
- ② 標準処理期間 : 70日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。